

橋本市病院事業管理規程第11号

橋本市病院企業職員の管理職手当支給規程の一部を改正する規程を、別紙のとおり定める。

令和7年4月1日

橋本市病院事業管理者 古川 健一

橋本市病院企業職員の管理職手当支給規程の一部を改正する規程

橋本市病院企業職員の管理職手当支給規程(平成 22 年橋本市病院事業管理規程第 13 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。 (手当の額の特例)</p> <p>2 <u>令和 7 年 4 月 1 日から当分の間、病院長、病院長代理、副病院長、診療技術部長、事務局長及び看護部長の手当の支給額は、別表の規定にかかわらず、同表の手当額からその 100 分の 5 に相当する額を減じた額(その額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。</p>

附 則
この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。